概算見積書（料金参考資料）　太田市民会館

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により多少実際の利用料が変動する場合があります。詳細は会館へお問い合わせください。　（単位：円）　2017.06_v2

施設使用料	場所	曜日	入場料	午前（9-12）	午後（13-17）	夜間（18-22）	全日（9-22）
	ホール	平日	徴収しない	¥21,200	¥33,900	¥42,400	¥97,500
			2,000円以下	¥31,800	¥50,800	¥63,600	¥146,200
			2,001円以上	¥42,300	¥67,600	¥84,500	¥194,400
	ホール	土日祝	徴収しない	¥27,500	¥44,100	¥55,100	¥126,700
			2,000円以下	¥41,300	¥66,100	¥82,600	¥190,000
			2,001円以上	¥54,900	¥87,900	¥109,900	¥252,700
	ステージ	平日	徴収しない	¥8,400	¥13,500	¥16,900	¥38,800
			2,000円以下	¥12,700	¥20,300	¥25,400	¥58,400
			2,001円以上	¥16,800	¥27,000	¥33,800	¥77,600
	ステージ	土日祝	徴収しない	¥11,000	¥17,600	¥22,000	¥50,600
			2,000円以下	¥16,400	¥26,400	¥33,000	¥75,800
			2,001円以上	¥21,800	¥35,000	¥43,900	¥100,700
	スタジオ	平日	徴収しない	¥3,900	¥6,200	¥7,800	¥17,900
			2,000円以下	¥5,800	¥9,300	¥11,700	¥26,800
			2,001円以上	¥7,700	¥12,300	¥15,500	¥35,500
	スタジオ	土日祝	徴収しない	¥5,000	¥8,000	¥10,000	¥23,000
			2,000円以下	¥7,500	¥12,000	¥15,000	¥34,500
			2,001円以上	¥9,900	¥15,900	¥19,900	¥45,700
	多目的室1		----	¥1,000	¥1,500	¥2,000	¥4,500
	多目的室2		----	¥1,200	¥1,900	¥2,400	¥5,500
	会議室		----	¥600	¥800	¥800	¥2,200
	延長・繰り上げ（15分～59分）		該当区分の30%				
	スタジオ等と併せて楽屋利用の場合		楽屋（1・4・5・6・7）1時間100円　楽屋（2・3）1時間200円				

注3　この表において祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附属設備使用料	No,	セット名	区別	使用料	セット内容
	1	道具セット	小	¥3,000	演台、司会台、つり看板、長テーブル（4台以下）、椅子（20脚以下）
	2		中	¥5,000	演台、司会台、つり看板、長テーブル（10台以下）、椅子（30脚以下）、高座関係道具一式
	3		大	¥10,000	演台、司会台、つり看板、長テーブル（11台以上）、椅子（31脚以上）、高座関係道具一式、金屏風、地がすり、紗幕、大道具類
	4	反射板セット	小	¥5,000	反射板（ハーフサイズ）、指揮者台、譜面台（30人以下）、バス・ピアノ椅子（各3個以下）
	5		大	¥10,000	反射板（フルサイズ）、指揮者台、譜面台（31人以上）、バス・ピアノ椅子（各4個以上）
	6	雛壇セット	小	¥5,000	平台20枚以下（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
	7		大	¥10,000	平台21枚以上（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
	8	バレエマットセット		¥15,000	リノリウム
	9	フルコンサートピアノ（外国製）	1台	¥10,000	ホール及びスタジオ
	10	フルコンサートピアノ（国内製）	1台	¥8,000	ホール及びスタジオ
	11	電子ピアノ	1台	¥500	
	12	映写セット	小	¥5,000	移動式プロジェクター、移動式スクリーン、附属品一式
	13		大	¥10,000	常設プロジェクター、映像回線システム一式
	14	展示用移動パネル	1枚	100円	穴あきパネル
	15	電気器具持込使用	1kw当たり	100円	ステージ演出以外に使用した場合
	16	照明セット	小	¥8,000	中割幕を使用した講演会、シンポジウム、式典等、　移動照明機材を使用せず演出を伴わないもの。 ＊調光システム一式、基本照明設備（小）
	17		中	¥20,000	舞台全面を使用した式典、舞台芸術若しくは音楽公演又は反射板を使用したオーケストラ等、 小規模で演出効果器具を使用するもの。　＊調光システム一式、基本照明設備(中)、移動照明機材
	18		大	¥30,000	舞台全面を使用した大規模な舞台芸術、音楽公演、コンサート、芸能発表等、大規模な演出効果器具を使用するもの。　＊調光システム一式、基本照明設備（大）、移動照明機材
	19		スタジオ	¥3,000	講演会、シンポジウム、式典、小・中規模の公演等　＊スタジオ調光システム一式、スタジオ基本照明設備
	20	2kwピンスポット		¥10,000	1台
	21	1kwピンスポット		¥3,000	1台
	22	音響セット	小	¥3,000	中割幕を使用した講演会、シンポジウム、式典等 ＊拡声装置一式、マイク4本以内、周辺機器一式（再生のみ）
	23		中	¥5,000	舞台全面を使用した舞台芸術、音楽公演、録音作業等 ＊拡声装置一式、マイク6本以内、周辺機器一式（再生・録音）
	24		大	¥10,000	舞台全面を使用した大規模な舞台芸術、音楽公演、芸能発表等 ＊拡声装置一式、マイク7本以上及び周辺機器一式（再生・録音）又は拡声装置一式及び移動音響機材一式
	25		スタジオ	¥5,000	講演会、シンポジウム、式典、小・中規模の公演等 ＊スタジオ拡声装置一式、マイク6本以内、周辺機器一式（再生・録音）

*照明設備、音響設備の操作を専門技術者に委託する場合の経費は、利用者の負担とする

*ピアノを特別に調律する場合の経費は、利用者の負担とする

(A)施設使用料	月　日（　）	月　日（　）	月　日（　）
ホール			
ステージ			
スタジオ			
多目的室1			
多目的室2			
会議室			
楽屋（1・4・5・6・7） *スタジオ等と併せて利用の場合			
楽屋（2・3） *スタジオ等と併せて利用の場合			
施設使用料　合計			
		(A)合計 ⇒	

(B)付属設備使用料	月　日（　）	月　日（　）	月　日（　）
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
No,			
付属設備使用料　合計			
		(B)合計 ⇒	

(A) ＋ (B)　合計						

*付属設備使用料は1日単位　（仕込み・RH・本番に関わらず）

*付属設備使用料のセット内容に明記のない又は明確でない内容については各セット内容に順ずる料金を適用する

*楽屋（第1・2・3・4・5・6・7）についてはホール又はステージの利用に付随する施設とする
ただし、スタジオ等と併せて楽屋（第1・2・3・4・5・6・7）を利用する場合、楽屋の第1・第4・第5・第6・第7は1時間100円、第2・第3は1時間200円を徴収する

*利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する部分は15分以上59分までの時間とし、利用料の30%を徴収する

*[ステージ]申請の利用では、客席・ホワイエの使用はできません

●文化会館使用料の減免基準

1. 市、教育委員会等が主催又は共催で利用するとき　→100%免除
2. 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動又は教育活動に利用するとき　→100%免除
3. 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき　→50%免除
4. 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき　→50%免除
5. 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき　→50%免除
6. その他教育委員会が適当と認めるとき　→教育委員会が認める割合

一般財団法人　太田市文化スポーツ振興財団